

事 務 連 絡  
平成 29 年 12 月 28 日

各都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度担当課 御中  
保育担当課

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）  
厚生労働省子ども家庭局保育課

### 多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、保護者の多様な働き方が広がっている現状に鑑み、保育所等の利用調整に関して、具体的な留意事項等下記のとおりお示ししますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

### 記

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえるため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

留意事項通知第 2 の 1 の（2）のアの（イ）において、「就労の形態については、居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること（自営業、在宅勤務等）も対象とする」と示しているところ、多様な働き方が広がっていることに鑑み、それぞれの保護者の就労状況をきめ細かく把握し、実態に応じた取扱いが可能となるような点数付けが望ましいことから、以下の点に留意すること。

(1) 居宅内での労働と居宅外での労働について、一律に点数に差異を設けている市町村がみられるが、居宅内で労働しているからといって、必ずしも居宅外での労働に比べて仕事による拘束時間が短い、子どもの保育を行いやすいというわけではないことから、居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって一律に点数に差異を設けることは望ましくなく、

- ・ 就労時間、休憩時間や移動時間等の詳細な実態
- ・ 店頭に立っている、打ち合わせ等で取引先の職場に赴いている等、具体的な就労場所
- ・ 危険な行為を伴う、集中して行う必要がある等、実際の仕事の内容・性質

等を見て、個々の保護者の就労状況を十分に把握した上で判断すべきであること。

(2) 留意事項通知第2の7の(2)のウの⑥において、「育児休業を終了した場合」について優先利用の対象として考えられる旨示しているが、自営業で育児休業制度の利用が困難である等の理由で、育児休業という形ではないが、育児に伴って休業する保護者も存在するところ、当該保護者についても育児休業中の保護者と同様に扱っている市町村もみられるため、このような取扱いに取り組むこと。

(3) 保護者が取引先の理解を得て子どもを取引先の職場に連れて行くケースなど、保護者が必要に迫られてその子どもを居宅外で保育している場合について、一定程度子どもを保育できている状態であるとして点数付けにおいて減点対象としている市町村がみられるが、当該保護者はやむをえず子どもを居宅外で保育している状態であるところ、こうした場合を保育の優先順位が低いと捉えて一律に不利な点数付けを行うことは不適切であること。

(4) 保護者の就労状況の実態を把握するに当たっては、保護者からの申告内容と就労実態が一致しているか等を確認するために保護者に対しスケジュール表や確定申告書、請負契約書等各種書類の提出を求めることが考えられるが、自営業や在宅勤務等を行っている保護者については、会社勤務や在宅外労働をしている保護者と比べて提出を求められる書類が多岐にわたる傾向がみられるため、

- ・ 働き方に応じて提出書類が異なる場合は、必要な提出書類について、保育所等の利用申込みについての手引き・パンフレット等に具体的に提示するなど詳細に記載する、説明会の際に明示的に説明する等、十分な周知に努めること
- ・ 勤務実態や給与等を報告させるための所定の書式を整備すること
- ・ 提出書類として「帳簿の写し」を求める際は、保護者が帳簿を用意していない場合は契約書や請求書等の写しをもって代えることを可能にする等、必要な提出書類について、それぞれの勤務実態や職業特性に応じた柔軟な対応を心がけること

等を通じ、自営業や在宅勤務等を行っている保護者が保育の利用にあたって会社勤務や居宅外労働をしている保護者と比べて過度の負担を負うことがないように努めること。

なお、所定の書式の整備を行うにあたっては、

- ・被用者・自営業ともに同じ様式を用いている例（文京区の「在職・採用内定証明書」。被用者は表面のみの記載で足り、自営業の場合は裏面に1週間の就労状況を記載する。）
- ・記入例が具体的であり、わかりやすい例（世田谷区の「記入例（月間スケジュール表）」）などを参考とし、自営業や在宅勤務等を行っている保護者にとって負担の少ない書式となるよう心がけること。

（※）文京区の「在職・採用内定証明書」のURL

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0143/3721/1.zaisyoku.pdf>

（※）世田谷区の「記入例（月間スケジュール表）」のURL

[http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/129/1809/d00005733\\_d/fil/kinyuureigekkanschedule.pdf](http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/129/1809/d00005733_d/fil/kinyuureigekkanschedule.pdf)

（5）就労状況をはじめとする保護者の意向や状況については、市区町村において、面談、電話連絡等により積極的かつ丁寧に把握し、利用可能な保育所等の情報を提供した上で、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行うことが重要である。こうした保護者への「寄り添う支援」に取り組む市区町村を支援するため、平成29年度予算において、子ども・子育て支援交付金における「利用者支援事業」の拡充を行っている。ので、引き続き積極的に活用すること。